

(仮称) 駅前図書館等基本設計・実施設計業務委託

公募プロポーザル実施要項

平成 27 年 12 月

那須塩原市

目次

I.一般事項について	1
1.背景・趣旨	
2.（仮称）駅前図書館等整備事業の概要等	
3.業務内容等	
4.選定の方式	
5.その他	
II.実施スケジュールについて	2
III.応募資格等について	3
1.応募資格	
2.応募の制限	
IV.手続き等について	4
1.第1次審査	
2.第2次審査	
3.その他	
V.審査について	8
1.審査委員会	
2.審査方法	
3.技術提案書審査基準概要	
VI.設計業務委託について	9
1.契約の締結交渉	
2.設計業務委託内容について	
VII.その他	9
1.失格要件	
2.接触の禁止	
3.手続等において使用する言語、通貨等	
4.著作権及び提出物の扱い	
5.辞退	
6.配布資料	

(仮称) 駅前図書館等基本設計・実施設計業務委託 公募プロポーザル実施要項

I. 一般事項について

1. 背景・趣旨

本市では、コンパクトで持続可能な都市構造への転換を図っていくために、地域の核である黒磯駅周辺を中心拠点区域に位置付けた都市再生整備計画（黒磯駅周辺地区）を平成 26 年 3 月に策定し、平成 30 年度末までに各種の施設を整備していくことを決定しました。

当計画で整備を予定している、(仮称) 駅前図書館は、従来の図書館としての機能だけでなく、地域住民同士はもちろん、地域住民と観光客の交流の場、まちの魅力の発信拠点などの機能を併せ持った総合的な交流拠点として、近傍に整備される予定の(仮称) まちなか交流センターと並び、地域にとって非常に重要な意味を持っています。

当該施設のあり方を検討するに当たっては、地域住民との話し合いにより、市民の意見を集約する取り組みや、外部有識者らによる事業への提言をもらう取り組みなど、計画をより実効性のあるものにするための施策を継続して実施してきております。

市民自らが主体的に関わる意識が醸成されつつある中で、地元のまちづくり等の経緯や地域関係者の意向を踏まえつつ、施設の適切な管理・運営に資する空間づくり、多様な利用者の居場所づくりを担うことができる建築家を選定するために設計プロポーザルを実施します。

2. (仮称) 駅前図書館等整備事業の概要等

- (1) 事業予定地 : 那須塩原市本町 40-442 番地 他 (JR 黒磯駅 隣接地)
- (2) 敷地面積 : 約 4,000 m² (施設駐車場、黒磯駅西口駐輪場を含む)
- (3) 施設規模 : 4,500 m²程度
- (4) 用途地域等 : 商業地域 (建ぺい率 80%、容積率 400%)
建築基準法第 22 条に基づく指定区域
- (5) 前面道路 : 市道宝来通り線
黒磯駅西口広場 (市道宝来通り線及び市道旭通り線の一部)
- (6) その他規制 : 現在、計画地を含む黒磯本通り周辺地区では、街なみ環境整備事業の検討が行われており、周辺の街並みとの調和に留意することが求められています。
- (7) 概算事業費 : 20 億円以内 (施設駐車場、黒磯駅西口駐輪場を含む) を想定
※什器・図書等の備品費用は含まない
- (8) 設計者選定後の整備スケジュール (予定)
 - ・基本設計 : 平成 28 年 4 月～平成 28 年 10 月
 - ・実施設計 : 平成 28 年 11 月～平成 29 年 6 月
 - ・工 事 : 平成 29 年 9 月～平成 31 年 3 月
 - ・開 館 : 平成 31 年 10 月

3. 業務内容等

- (1) 業 務 名 : (仮称) 駅前図書館等基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 : (仮称) 駅前図書館、黒磯駅西口駐輪場の基本設計及び実施設計
- (3) 履行期限 : 平成 29 年 6 月 30 日

4.選定の方式

本設計者選定は2段階で審査を実施する公募型プロポーザル方式とします。

- (1) 参加表明：応募資格及び要件を確認します。
- (2) 第1次審査：審査委員会（非公開）により、第2次審査での提案を求める5者程度を選定します。
- (3) 第2次審査：プレゼンテーション及びヒアリング、審査を公開で実施し、最優秀者及び優秀者それぞれ1者を選定します。

5.その他

- (1) 名称：(仮称) 駅前図書館等基本設計・実施設計業務委託公募プロポーザル
- (2) 主催者：那須塩原市
- (3) 事務局：那須塩原市 建設部 都市整備課（担当：浅賀、大島）

住所 栃木県那須塩原市共墾社108-2

電話 0287-62-7160 FAX 0287-62-7224

Eメール toshiseibi@city.nasushiobara.lg.jp

対応時間 9:00～17:00

URL <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/31/275/7919/008461.html>

II.実施スケジュールについて

区分	内容	日程	備考
第1次 審査	手続き開始の公示	平成27年12月15日(火)	
	実施要項等の配布期間	平成27年12月15日(火)～ 平成28年2月4日(木)	事務局窓口にて配布 市ホームページからのダウンロードも可(PDF・WORD)
	質疑の提出期間	平成27年12月15日(火)～ 平成28年1月6日(水)	提出方法：持参又は送付
	質疑の回答	平成28年1月12日(火)	回答方法：市ホームページに掲載及び窓口配架
	参加表明書提出期限	平成28年1月20日(水)	
	受付番号交付	平成28年1月25日(月)	
	技術提案書提出期限	平成28年2月4日(木)	提出方法：持参又は送付
	第1次審査委員会	平成28年2月22日(月)	【非公開】
	結果通知及び第二次審査参加要請	平成28年2月23日(火)	
第2次 審査	技術提案書の提出期限	平成28年3月7日(月)	提出方法：持参又は送付
	第2次審査委員会	平成28年3月13日(日)	【公開】(プレゼンテーション・ヒアリング・審査)
	第2次審査結果通知	平成28年3月15日(火)	

Ⅲ.応募資格等について

1.応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は2者あるいは3者で構成される設計共同体（以下、「提案事務所」）とします。また、必要に応じて協力者（以下、「協力事務所」）（※1）を設けることができます。協力事務所は単体企業としての参加及び設計共同体の構成員として重複して参加することはできませんが、複数の提案事務所の協力事務所として参加することは可能です。

（※1）単体企業又は設計共同体の構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を指します。

(1) 前提となる要件

提案事務所及び協力事務所はそれぞれ以下の①～⑤全てを満たさなければなりません。

- ①那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び指定暴力団等及びその構成員でないこと。
- ⑤国税又は地方税の滞納をしていないこと。

(2) 基本的要件

提案事務所は以下の①～⑥全てを満たさなければなりません。

- ①提案事務所の代表者（※2）が所属又は代表する企業が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。

（※2）提案事務所を代表し、本業務を総括する立場であり、必ずしも企業の「代表者」と一致させる必要はありません。

- ②提案事務所の代表者は、本業務が完了するまで本業務を責任もって総括する立場（総括責任者）として従事すること。

- ③総括責任者及び「建築意匠」、「構造」、「電気設備」、「機械設備」の主任技術者（※3）をそれぞれ1名ずつ配置できること。また、総括責任者は各主任技術者を兼任することはできません。

（※3）建築意匠を除く各主任技術者は、協力事務所から配置することができます（異なる提案事務所の主任技術者を同一の協力事務所から配置することも可）。また、電気設備及び機械設備の主任技術者は、当該業務を遅滞なく円滑に履行できる体制であれば兼任を可とします。

- ④総括責任者、建築意匠及び構造の主任技術者は、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。また、電気設備及び機械設備の主任技術者は建築士法第2条に規定する一級建築士あるいは建築設備士の資格（設備設計一級建築士は必ずしも必要としない）を有すること。

- ⑤総括責任者が延床面積300㎡以上の完成した新築の建築物（設置主体の公・民は問わない。）の建築設計の責任者（※4）として実績を有すること。

（※4）「総括責任者」、「主任技術者」又はこれと同等と認められる立場とします。また、過去に所属した一級建築士事務所での実績も対象とします。

- ⑥提案事務所が設計共同体の場合、参加表明書の提出時までに設計共同体を組織し、設計共同体を構成する全構成員（※5）が前項（1）①～⑤を満たすこと。

（※5）設計共同体の構成員は、本プロポーザルに係る他の提案事務所の構成員と重複することはできません。

2.応募の制限

- (1) 一応募者につき提案は一つとします。
- (2) 次に掲げる者は本プロポーザルに参加できません。
 - ①「V.1.審査委員会」に示す委員及びその家族
 - ②「V.1.審査委員会」に示す委員及びその家族が自ら主宰又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者
 - ③「黒磯駅周辺施設設計者選定等支援業務」受託者及びその家族

IV.手続き等について

1.第1次審査

(1) 現地視察

主催者による事業予定地の視察会等は予定していません。提案にあたって、現地視察を実施する場合、周辺居住者等へ迷惑のないよう、ご配慮ください。

(2) 質疑応答

- ①質疑提出期間：平成27年12月15日（火）から平成28年1月6日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（平成27年12月29日（火）から平成28年1月3日（日））は除く）の9時から17時まで（必着）
- ②提出図書：質疑書（様式1）
- ③提出方法：持参又は郵送、電子メールにより事務局へ提出してください。郵送の場合、封筒に「（仮称）駅前図書館等基本設計・実施設計業務公募プロポーザル質疑書在中」と朱書きにより明記してください。いずれの提出方法においても、到着等の確認をされたい場合には事務局へ問い合わせください。
- ④回答：平成28年1月12日（火）以降、市のホームページで回答するとともに、事務局（那須塩原市 建設部 都市整備課）窓口にて閲覧できるものとします。

(3) 参加表明

- 1)参加表明書提出期間：平成27年12月15日（火）から平成28年1月20日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く）の9時から17時まで（必着）
- 2)提出図書（参加表明書等）
 - ①参加表明書（様式2）
 - ②「Ⅲ.1.（1）前提となる要件」を証明する書類（様式3）
※設計共同体の場合、全構成員がそれぞれ書類を作成し、提出してください。
 - ③総括責任者が所属又は提案事務所を代表する企業の建築士事務所登録通知書の写し
 - ④総括責任者の一級建築士資格証明書の写し
 - ⑤総括責任者調書（様式4）
 - ⑥総括責任者の実績を証明する書類等（様式4注書き参照）

また、設計共同体として本プロポーザルに参加する場合は以下の⑦及び⑧についても提出してください。

⑦設計共同体結成届（様式 5）

⑧設計共同体設置に関する協定書の写し

※上記協定書は、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取り扱いについて」（平成 10 年建設省厚契発第 54 号他）別紙 1 に示された「〇〇設計共同体協定書」に準じて作成し提出するものとします。ただし、「設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書」については締結の必要はありますが、応募時点で提出の必要はありません。

⑨参加表明 提出図書チェックリスト（様式 6）

3) 提出部数：上記 2) に示す参加表明書等：3 部（原本 1 部、写し 2 部）

4) 提出方法：持参又は郵送により、上記 2) に示す参加表明書等を事務局へ提出してください。郵送の場合、封筒に「(仮称) 駅前図書館等基本設計・実施設計業務公募プロポーザル参加表明書在中」と朱書きにより明記してください。いずれの提出方法においても、到着等の確認をされたい場合には事務局へお問い合わせください。

5) 受付番号交付：平成 28 年 1 月 25 日（月）に技術提案書等に記載して頂く受付番号を担当者宛に通知します。

(4) 提出図書（技術提案提出書等）

①技術提案提出書（様式 7）

②取組体制（様式 8）

③資格証明等（主任技術者の一級建築士資格証明書等の写し）

④協力事務所に関する調書（様式 9）

※協力事務所がある場合のみ

⑤技術提案書（様式自由、A1 版）

➤（仮称）駅前図書館基本計画を踏まえ、以下の点を考慮して、（仮称）駅前図書館、黒磯駅西口駐輪場整備の考え方を A1 版片面 1 枚に簡潔に記載してください。施設全体の運営の考え方については、マルチメディア・プレイスや多目的ホール、展示スペース等の運営の考え方に加え、各導入機能の相互利用など連携を促す工夫等についても記載してください。また、（仮称）駅前図書館との連携に配慮した黒磯駅西口広場の歩行者空間の整備の考え方についても記載してください。

➤技術提案書には、登録番号以外、名前等の提案者が特定できる表現はしないでください。

i)（仮称）駅前図書館基本計画（資料 3）における「2-2. 基本方針」を実現するための施設計画の考え方

ii)（仮称）駅前図書館（施設全体も含む）の運営の考え方・工夫

iii) コスト削減の考え方・工夫

iv)（仮称）駅前図書館と黒磯駅西口広場との連携方策

⑥技術提案書縮小版（上記技術提案書を A3 版に縮小したもの）

⑦第 1 次審査 提出図書チェックリスト（様式 10）

⑧上記①～⑦を PDF 化したデータを記録した CD・DVD

(5) 提出図書作成要領

①提出部数

- ・技術提案提出書（様式 7）：3 部（原本 1 部、写し 2 部）
- ・（様式 8～10）及び一級建築士資格証明書等の写し：3 部（クリップ留め）
- ・技術提案書（A1 版、様式自由）：1 部
- ・技術提案書縮小版（上記技術提案書を A3 版に縮小したもの）：10 部
- ・前項（4）⑧の CD・DVD：1 部

②技術提案書作成方法

- ・用紙は縦 594mm×横 841mm としてください。
- ・用紙右上に参加表明書提出後に事務局から交付される受付番号を判読可能なサイズで記載してください。
- ・パネル化はせず、折り曲げない状態で提出してください。
- ・文字は判読のしやすさに配慮してください。

(6) 提出期限及び方法

- ①提出受付期限：平成 28 年 2 月 4 日（木）17 時（必着）（土曜日、日曜日、祝日は除く）
- ②提出方法：持参又は郵送等により事務局へ提出してください。郵送の場合、外装のわかりやすい位置に「(仮称) 駅前図書館等基本設計・実施設計業務公募プロポーザル提出図書在中」と明記してください。また、配達記録が残る方法で郵送してください。

(7) 審査結果の発表

第 1 次審査の結果については、平成 28 年 2 月 23 日（火）に市のホームページ等で公開するとともに、応募者全員に通知します。なお、第 1 次審査通過者には、第 2 次審査の詳細について別途通知します。

2.第 2 次審査

(1) 提出図書（技術提案提出書等）

①技術提案提出書（様式 7）

②技術提案書（様式自由、A1 版 1 枚）

- 第 1 次審査の技術提案書の内容をさらに詳細に検討し、A1 版片面 1 枚に簡潔に記載してください。
- 第 1 次審査の技術提案書を踏まえて、各提案者に審査委員から第 2 次審査の技術提案書について追加の検討事項を伝えます。

③技術提案書縮小版（上記技術提案書を A3 版に縮小したもの）

④提案事務所の代表作品（様式 11）

※参考資料として提出を求めるものであり、総括責任者の関与した 1 件分のみ記載してください。

⑤第 2 次審査 提出図書チェックリスト（様式 12）

⑥上記①～⑤を PDF 化したデータを記録した CD・DVD

(2) 提出図書作成要領

①提出部数

- ・技術提案提出書（様式7）：3部（原本1部、写し2部）
- ・技術提案書（A1版1枚、様式自由）：1部
- ・技術提案書縮小版（上記技術提案書をA3版に縮小したもの）：10部
- ・前項（1）⑥のCD・DVD：1部

②技術提案書作成方法

- ・用紙は縦594mm×横841mmとしてください。
- ・用紙右上に第1次審査通過通知時に事務局から交付される受付番号を判読可能なサイズで記載してください。
- ・A1版の技術提案書は厚さ5mm程度の軽量のボードで裏打ちして提出してください。
- ・文字は判読のしやすさに配慮してください。

(3) 提出期限及び方法

- ①提出受付期限：平成28年3月7日（月）17時（必着）（土曜日、日曜日、祝日は除く）
- ②提出方法：持参又は郵送等により事務局へ提出してください。郵送の場合、外装のわかりやすい位置に「（仮称）駅前図書館等基本設計・実施設計業務公募プロポーザル技術提案書在中」と明記してください。また、配達記録が残る方法で郵送してください。

(4) 公開プレゼンテーション・ヒアリング・審査

- ①平成28年3月13日（日）に開催予定です。詳細については市のホームページ等で公開するとともに、第2次審査参加者に別途通知します。
- ②公開プレゼンテーションは一般公開し、技術提案書（1次審査書類（A1版、全提案者分）及び2次審査書類（A1版の技術提案書1枚））を会場等に展示する予定です。
- ③提案者による技術提案書の説明（パワーポイントと模型（任意）によるプレゼンテーション）と審査委員によるヒアリングを実施します。
※説明時に使用するために作成する模型のサイズや個数の制限は特にありません。
- ④公開プレゼンテーションに参加できる提案者は総括責任者を含め3名までとします。なお、総括責任者は必ず出席してください。
※上記3名以外に、PC操作者として1名を追加することも可能です。
- ⑤審査についても公開で実施する予定です。

(5) 審査結果の発表

第2次審査の結果（最優秀者及び優秀者の決定）については、平成28年3月15日（火）に公開プレゼンテーション参加者全員に通知するとともに、市のホームページで公開します。

(6) 2次提案作成費用

第2次審査参加者には、第2次審査結果発表後に一律、2次提案作成費用として20万円（予定）を支払います。ただし、基本設計業務契約締結者については、基本設計委託料に含むものとしします。

3.その他

- (1) 各審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けませんので、ご了承ください。
- (2) 第2次審査の内容・様子については、原則、カメラやビデオ等による撮影及び録音は禁止とします。
- (3) 参加表明書等及び技術提案書等の作成並びに公開プレゼンテーション等の本プロポーザルに
関して要した費用は、2次提案作成費用以外は応募者の負担とします。

V.審査について

1.審査委員会

設計者の選定にあたっては、以下の委員で構成される「(仮称) 駅前図書館等設計者選定審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)により選定を行います。

(仮称) 駅前図書館等設計者選定審査委員会

委員長	三橋 伸夫	(宇都宮大学教授)【専門家】
委員	古谷 誠章	(有限会社 NASCA 代表取締役、早稲田大学教授)【専門家】
委員	小嶋 一浩	(株式会社シーラカンズアンドアソシエイツ代表取締役、横浜 国立大学教授)【専門家】
委員	花井 裕一郎	(hana juku/NPO 法人オブセリズム 演出家)【専門家】
委員	松木 隆雄	(那須塩原市図書館協議会委員、アイサポート那須代表)【市民代表】
委員	三川 伸明	(えきっぷくろいそ図書館部会、一般社団法人黒磯那須青年会 議所 2015 年度 理事長)【市民代表】
委員	人見 寛敏	(那須塩原市副市長)【行政】
委員	大官司 敏夫	(那須塩原市教育委員会教育長)【教育】

2.審査方法

審査は2段階で実施します。

(1) 第1次審査【非公開】

技術提案書(様式自由: A1 版 1 枚、表面のみ、横置き)について審査を行い、第1次審査者通過者 5 者程度を選定します。

(2) 第2次審査【公開】

第1次審査通過者 5 者程度を対象として、技術提案書(様式自由: A1 版 1 枚、表面のみ、横置き)等による公開プレゼンテーション及びヒアリング、公開審査を実施し、最優秀者、優秀者を 1 者ずつ選定します。

3.技術提案書審査基準概要

	審査基準
第1次 審査	基本計画に記載されている「施設整備の前提条件及び配慮事項」及び「基本方針」、 を踏まえ、本要項IV.1.(4)⑤ i) ~ iv) に示す事項等について、優れた提案がなされて いるか、第1次審査では提案内容を、第2次審査では取組体制を含めて総合的に判 断します。
第2次 審査	

VI.設計業務委託について

1.契約の締結交渉

- (1) 最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、那須塩原市は基本設計業務委託及び実施設計業務委託の契約交渉を行うものとする。
- (2) 契約方法は随意契約とします。
- (3) 委託料は本市の算出した金額以内とし、約1億円程度を想定しています。
- (4) 委託料は、基本設計業務完了後に履行部分に係る業務委託料以内で部分払いを行うことを予定しているとともに、本業務完了後に精算払いすることを予定しています。
- (5) 本件業務を受託した者（設計共同体にあっては全構成員）並びにその協力事務所（以下、「選定事業者」）及び選定事業者と次に掲げる事実が認められる建設業者は、本施設に係るすべての工事の入札への参加及び当該工事を請け負うことはできません。
 - ①一方が、他方に出資していること
 - ②一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること
- (6) 最優秀者に選定された者が、本プロポーザル終了後に、「VII. 1. 失格要件」に該当すると認められた場合又は、那須塩原市と最優秀者による基本設計業務委託の契約締結交渉が不調となった場合は、本プロポーザルの優秀者に契約交渉権が与えられます。
- (7) 契約にあたっては、本市の入札参加資格者名簿への登録が必要となります。
- (8) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して、那須塩原市は一切の責任を負わないものとしします。
- (9) 本業務は、市議会における予算承認を前提とした履行期間となっております。従って、議会において本業務に係る予算が否決された場合は、事業を変更又は中止する場合があります。

2.設計業務委託内容について

- (1) 詳細の業務内容については、別添特記仕様書を参照してください。
- (2) 設計の節目となるタイミングで専門家等を交えてデザインを協議する場を設けることを予定しています。
- (3) 施設設計や運営の検討にあたっては、市が別途依頼を予定している図書館の専門アドバイザー等と適宜、協議・調整を行うことを予定しています。

VII.その他

1.失格要件

本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合は、失格となります。

- (1) 提出図書が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- (2) 提出図書が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- (3) 提出図書に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 提出図書に、虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) その他、実施要項に違反すると認められた場合
- (7) 他者の提案図書を盗用した疑いがある場合

2.接触の禁止

本プロポーザルの告示から第2次審査結果が公表されるまでの間において、本件に関して、以下の者に、直接、間接を問わず接触をした場合は失格となります。

- (1) 審査委員
- (2) 事務局及び関係職員（実施要項に定める手続きは除く。）
- (3) 「黒磯駅周辺施設設計者選定等支援業務」受託者

3.手続等において使用する言語、通貨等

手続等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4.著作権及び提出物の扱い

- (1) 提出図書は返却いたしません。必要な場合は、控えを取っておいてください。
- (2) 提出図書の著作権は提案者に帰属します。
- (3) 那須塩原市は本選定に関する公表や出版、展示その他市が必要と認めるときに、本プロポーザルにおいて提出された技術提案書、模型（写真含む）及び設計に対する基本的な考え方等について、無償で一部又は全部を使用できるものとします。
- (4) 提出図書の内容は、市のホームページ等で公開することを予定しています。
- (5) 提出図書については、那須塩原市情報公開条例の開示請求の対象となります。

5.辞退

参加表明提出以降に、辞退する場合は、辞退届（様式13）を事務局に提出してください。

6.配布資料

- 資料1：様式集
- 資料2：基本設計・実施設計業務委託特記仕様書
- 資料3：（仮称）駅前図書館基本計画
- 資料4：計画地現況図
- 資料5：黒磯駅周辺整備概要
- 資料6：黒磯駅西口広場計画平面図（案）
- 資料7：黒磯駅東西連絡通路計画概要図
- 資料8：周辺地盤調査結果